

資料番号	地域 4
------	------

令和 6 年 9 月 12 日
課 名 地域政策局中山間地域振興課
担当者 課長 横田
内 線 2631

第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画 (集落対策の推進)の素案について

1 要旨・目的

中山間地域の集落が今後直面することが見込まれる地域の変化に鑑み、第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画（以下「第Ⅱ期計画」という。）を補完するものとして、今後の集落対策の取組の素案を取りまとめたので、その内容について報告する。

2 現状・背景

中山間地域では、県全体を上回るスピードで進む人口減少により、地域社会の状況が大きく変容し、地域によっては暮らしに関わるサービス供給力の低下が懸念されている。

第Ⅱ期計画策定時に検討課題として残されていた、安心して暮らせる生活環境の在り方等の検討に向けて実施した集落实態調査（令和 2～3 年度）からは、中山間地域の現状と課題に加え、多くの住民の、住み慣れた地域での居住継続を望む意向が明らかになった。

令和 5 年度には、有識者で構成する「広島県集落対策に関する検討会議」を設置し、これまでの調査結果から得た知見等も踏まえ、今後の集落対策について議論いただき、令和 6 年 2 月に「広島県における今後の集落対策 最終取りまとめ」（以下「最終取りまとめ」という。）が取りまとめられた。

最終取りまとめを踏まえ、今後あらゆる主体が一体となって取り組む集落対策の取組を第Ⅱ期計画を補完するものとして取りまとめることとする。

3 素案の概要

(1) 計画期間

計画策定時～令和 7 年度

※目指す姿や施策の推進方向等は、次期広島県中山間地域振興計画に引き継ぐ。

(2) 策定に当たったの考え方

無住化リスクを抱える中山間地域においては、地域の持続可能性を確保する上で残された時間が多くないこと、地区・集落の担い手の中心となっている団塊の世代が今後支えられる側に向かっていく向こう 10 年間で集落対策を講じる重要な期間になることを踏まえ、次のとおりとする。

30 年後の中山間地域の姿を想定し、人々が安心して暮らし続けられる 新たな生活環境を創出する 10 年間の取組
--

(3) 取組の方向

施策体系として5つの分野、13の取組方針を、施策体系に沿った具体的な取組として40の取組項目を次のとおり整理する。

5つの分野ごとに10年後の目指す姿、現状と課題及び施策の推進方向を整理する。

【分野】	【取組方針】	【取組項目】
1 住民生活 (居住環境)	(1) 生活サービスの機能継続	① 移動の確保 ② 生活圏における各種生活サービス機能の確保
	(2) 移動・訪問・遠隔サービスの拡充	③ 移動販売、食材配達等のサービスエリアの拡大 ④ 金融サービス機能の拡充 ⑤ 訪問診療、訪問看護、訪問介護等の確保 ⑥ ICTや先端技術の実装による遠隔サービスの充実
	(3) 暮らしを維持する分岐点の整理	⑦ 心身の健康状態の把握 ⑧ 自動車の運転が可能かどうかの状況把握 ⑨ 別居親族等による生活サポートの有無の確認 ⑩ 近隣(集落)での生活サポート(見守り等)を通じた個人の状態把握 ⑪ 見守りを要する者の情報管理
	(4) セーフティネットの構築	⑫ 地域における見守り体制の確保 ⑬ 見守り主体間の情報共有の強化(柔軟化) ⑭ 居住地域近隣における入所施設の確保、人材確保
2 住民自治機能	(5) 住民自治機能の維持に向けた担い手の確保	⑮ 住民自治が機能する世帯・人口規模に応じた対応 ⑯ 次世代リーダー・次世代地域活動の担い手の有無に応じた対応 ⑰ 他出子や関係人口との連携意向を踏まえた対応 ⑱ 移住者の受入傾向の把握
	(6) 住民自治機能の再構築	⑲ 住民自治(集落)機能の見直し ⑳ 住民自治をサポートする支援機能の構築 ㉑ 地域の一体感がある範囲での自治機能の広域化 ㉒ 共助から公助に転換される機能への市町の対応体制の確立
3 市町等による 広域マネジメント	(7) 地域間の連携・支援	㉓ 隣接地域間での支援体制の構築 ㉔ 旧町村単位等の広域的な支援機関の機能強化
	(8) 行政区域を越えた圏域での生活機能の確保	㉕ 広域的な機能集積地域(拠点地域)の生活機能維持の支援 ㉖ 行政区域を越えた移動支援策の構築
4 空間管理	(9) インフラ維持コストの見直し	㉗ 道路・上下水道等の管理体制の再構築 ㉘ 維持すべきインフラの絞り込み ㉙ 低利用インフラの廃止・除却の推進(支援) ㉚ ㉗～㉙の進展により現居住地域に与える影響への対応 ㉛ 無住化集落における残存インフラの管理水準の検討
	(10) 無住化後の資産管理	㉜ 無住化が予想される地域への早期の住民協議の実施 ㉝ 無住化後の土地活用意向の把握 ㉞ 地権者等との協議による土地管理手法の検討
5 取組の推進体制	(11) 地区・集落への支援体制の構築	㉟ 地区・集落の実態と意向を踏まえた将来見通しの検討・共有 ㊱ 地区・集落の将来見通しの段階に応じた対策の検討 ㊲ 住民自治活動等をサポートする中間支援組織の確立 ㊳ 中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり
	(12) 生活機能確保に向けた支援体制の構築	㊴ 生活機能を提供する民間主体をサポートする機能の構築 ㊵ 中山間地域に新たな人材を供給する仕組みづくり(再掲)
	(13) 国民的理解の促進	㊶ 中山間地域の価値の国民的理解の促進

(4) 根拠法令

広島県中山間地域振興条例（平成25年条例第44号）第7条

4 スケジュール

6月	7月	8月	9月	10月
骨子案策定 ○		素案策定 ○	パブコメ ←→	計画策定 ○

※ 中山間地域・スポーツ・文化振興特別委員会での集中審議を予定

5 参考

集落实態調査等の概要

調査名 〔調査年度〕	調査対象 (調査対象数)	調査内容	調査方法
集落基本情報調査 〔令和2(2020)年度〕	中山間地域の全集落 (3,372集落)	人口、世帯数、高齢化率 及び生活インフラ等	データ整理 将来推計
生活実態調査 〔令和2(2020)年度〕	上記から抽出した 600集落で暮らす個人 (6,125人)	地域での困りごとや、移動 手段、日用品の確保方法等	書面アンケート 〔 回答者3,662人 回答率59.8% 〕
生活実態調査 〔令和3(2021)年度〕	住民自治組織(100組織) 〔 県内中山間地域の旧市町村 より各1組織以上を選定 〕	住民自治組織による地域活 動の現状と課題、高齢独居 世帯への支援の状況等	役員、集落支援員等 から現地等で聞き 取り
地区・集落調査 〔令和5(2023)年度〕 〔 令和3(2021)年度までの調 査から導き出された検討課題 を検証するため実施 〕	協力2町の全住民 自治組織(91組織) 〔 安芸太田町(61) 神石高原町(30) 〕	住民生活実態、住民自治組 織運営実態、将来展望等	住民自治組織役員、 地域住民等から 現地で聞き取り

- (注) 1. 集落基本情報調査は、平成22(2010)年時点の集落数を起点に分析。
2. 集落基本情報調査〔令和2(2020)年度〕の中山間地域の全集落(3,372集落)は、令和3(2021)年、令和4(2022)年の過疎地域の見直しに対応し、令和3(2021)・4(2022)年度に対象集落を拡大した令和元(2019)年時点の中山間地域の農業集落数。
3. 集落調査〔令和5(2023)年度〕でのヒアリング調査では、安芸太田町の1住民自治組織の意向もあり、調査の実施は安芸太田町60組織、神石高原町30組織の、計90組織。